

志免町いじめ防止基本方針

1 志免町いじめ防止基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒（以下「児童等」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめ問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。しかしながら、全国的にはいじめを背景として、児童等の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

したがって、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

このため、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）及び「福岡県いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」という。）を参考に、いじめの防止の取組がより体系的かつ計画的に実施されるように「志免町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を定めた。

町基本方針は、法の規定により実施すべき対策について、国及び県の基本方針に沿って、いじめの問題に対する町内全ての学校、家庭・地域、関係機関等の役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき事柄を明確化したものである。

2 いじめの定義及び防止等に関する考え方

（1）いじめの定義と理解

＜法におけるいじめの定義＞

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等との何らかの人的関係を指す。

「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童等の立場に立ちその被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

<いじめの理解>

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童等が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。さらに、社会に存在する人権問題と非常に共通点が多いこのようないじめの構造の、自分との関係性や不合理性を理解できるようにすることも必要である。

（２）いじめの防止等に関する考え方

国基本方針及び県基本方針を踏まえ、志免町におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処（以下「いじめの防止等」という。）に関しては、①いじめを生まない教育活動の推進、②いじめの早期発見の取組の充実、③早期対応と継続的指導の充実、④地域・家庭との積極的連携、⑤関係機関との密接な連携、を継続的に図っていくこととする。

① いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての児童等を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく必要がある。

- ◆全ての児童等に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ◆児童等の豊かな情操や道徳心の涵養
- ◆心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ◆ストレスに適切に対処できる力の育成
- ◆自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進

◆いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する町民への普及啓発

いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる子どもを育てるためには、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組むことが必要であり、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進する。

② いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。したがって、児童等が人権意識を高め、共生的な社会の一員として町民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことがいじめ防止につながる発達支持的生徒指導と考えることができる。

児童等が多様性を認め、人権侵害をしない人へと育つためには、学校や学級が、人権が尊重され安心して過ごせる場となることが必要である。すべての子どもにとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指すこともいじめ防止につながるといえる。

その際、次のような点に留意する。

◆「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す

◆児童等の中で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする

◆「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

◆「困った、助けて」といえるように適切な援助希求を促す

発達支持的生徒指導が目指すものは、子ども一人一人がお互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分の頭で考えられるようになり、理不尽なことがまかり通らぬ世の中を担う大人になることといえる。

③ いじめの早期発見の取組の充実

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童等のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知し、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、学校や教育委員会は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口等の周知等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童等を見守っていくことが必要である。

④ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められる。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。さらには、いじめの問題を学校だけで解決していこうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切にし、日頃からの連携が可能な体制を構築する。

⑤ いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

いじめへの対応は以下の生徒指導の4層の支援構造と重なる。

i 発達支持的生徒指導

児童等が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や町民性教育を通じた働きかけ

ii 課題未然防止教育

道徳や学級・ホームルーム活動等における子ども主体のいじめ防止の取組の実施

iii 課題早期発見対応

いじめの予兆の発見と迅速な対応（アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害者の安全確保等）

iv 困難課題対応的生徒指導

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策組織による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復等）

いじめ解消に向けた適切な対応を組織的に進める。その際、保護者とも連携しながら被害者の安全安心を回復するための支援と心のケア、加害者への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しを目指す。

⑥ 地域・家庭との積極的連携

社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、学校運営協議会制度の活用や地区懇談会の開催をはじめ、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築しておく必要がある。

⑦ 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会等の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げるのが困難な場合がある。

また、いじめの中には、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にす

るための調査等の対応を法に則って行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図る必要がある

3 いじめの防止等の対策

(1) いじめの防止等に対する町の施策等

町は、国基本方針及び県基本方針を踏まえ、いじめの防止等のための対策を策定および推進し、これに必要な措置を講じる。

① いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア いじめ防止基本方針の策定

町は、法の趣旨を踏まえ、国基本方針及び県基本方針を参考にして、町基本方針を策定する。

イ いじめ防止等のための組織等の設置

町は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、関係各課、教育委員会、児童相談所、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等により構成される「志免町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置し、いじめ防止に向けた各取組や発生事案の共通理解を進めるとともに、解決に向けた取組や啓発等を協議していく。

また、法第14条第3項で規定されている附属機関については、教育委員会が重大な事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、弁護士、医師、識見を有する者、心理または福祉の専門家等からなる「いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設け、町基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を行うものとする。

ウ 法に基づく取組状況の把握と検証

町教育委員会は、県が実施する調査と連携し、町基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を調査するとともに、「志免町生徒指導担当者研修会」等において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を各学校の取組の改善に生かすよう指導する。

エ 学校における組織等の設置に対する支援

町教育委員会は、学校におけるいじめの防止等に関する措置が実効的に行われるようにするため、SSWや相談員等の人材の確保や予算措置等の必要な措置を講ずるよう努める。

オ 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、「校内いじめ問題対策委員会」や「志免町生徒指導担当者研修会」の定期的な実施やその内容の充実を図るとともに、「学校警察連絡協議会」等の関係機関との連携強化に努める。

② いじめの防止等のために町が実施すべき施策

町は、次のとおり、いじめ防止等の対策を推進する。

ア いじめを生まない教育活動の推進（いじめの未然防止）

これまで取り組んできた道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動の推進、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等、既存の取組を引き続き推進するとともに、人権・同和教育の充実を図る。

イ いじめの早期発見

- いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、県作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の一層の徹底を図る。
- いじめアンケート等の月1回の実施や教育相談活動の実施等、既存の取組を引き続き推進する。
- 法が規定するいじめの通報・相談の徹底と認知したいじめへの迅速で的確な対応を図るため、県と連携し、学校で認知したいじめに関する町教育委員会・県教育委員会への報告体制の整備に努める。

ウ いじめの早期対応

- 「校内いじめ問題対策委員会」等の定期的開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等、既存の取組を引き続き推進する。
- 県と連携し、家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。
- 出席停止制度等の適切な運用及び学校における毅然とした組織的な指導の徹底を図り、いじめを行った児童等への指導の徹底及び再発防止の徹底を引き続き推進する。
- 学校だけでは対応が困難な事案に対して、SSWや相談員及び県と連携したいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決を支援する。
- 必要がある場合は、教育委員会により調査を行う。

エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

- いじめ問題の早期対応に向けて、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やSSW等外部の専門家を配置し、学校の教育相談機能を向上させる。
- 児童等の心の悩みや不安の軽減と解消を図るため、アンケート調査及びそれを活用した教育相談週間の推進を図る。
- 教育相談電話等の窓口の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を構築する。
- 関係機関等との連携をより一層強化するため、「いじめ問題対策連絡協議会」をはじめ、教育相談等の体制の整備に係る対策の充実を図る。

オ 教員研修の充実

- 学校においていじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るため、県と連携するなどして、いじめの問題に特化した研修を実施する。
- 県教育センター等関係機関と連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策

等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、校内研修指導資料等の活用を促進する。

カ 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県と連携するなどして、いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カードの配布など家庭への啓発活動を推進する。
- インターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携するなどして、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。

キ 適切な学校評価・教員評価

- 学校評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
- 学校評価においていじめの取組に関する評価は、実情に応じてPDCAサイクル等に基づき行うよう学校を指導する。
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かすよう学校を指導する。
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日ごろからの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。

(2) いじめの防止等に対する学校の取組等

学校は、いじめの防止のために策定した「学校いじめ防止基本方針」を運用し、校長のリーダーシップのもと、生徒指導体制を確立する。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止の組織」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組みを体系的・計画的に進める。

① 学校における基本方針の策定と組織等の設置

- 学校は、町基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じた学校いじめ防止対策基本方針を（以下「学校基本方針」という。）を策定する。
- 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- 学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。
- 学校は、いじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進する学校におけるいじめの防止等のための組織（以下「校内いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。

- 校内いじめ問題対策委員会には、心理・福祉などの外部の専門家を位置付け、必要に応じて活用することができる体制を構築する。

② 法に基づく学校の取組状況の評価

- 学校においては、学校基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況の評価するとともに、「校内いじめ問題対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かす。

③ いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

ア いじめを生まない教育活動の推進（いじめの未然防止）

- 豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- 児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- 一人一人を大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にしたい学級経営を目指す。
- いじめ防止等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動を推進する。

イ いじめの早期発見

- いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教育委員会作成）の活用の一層の徹底を図る。
- いじめの実態を的確に把握するため、学校生活アンケートやいじめに特化した無記名アンケート、家庭用チェックリスト、児童等との面談等による定期的な調査その他の措置を講ずる。
- 法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、いじめの相談・通報に対する調査結果の教育委員会への報告を確実に行う。

ウ いじめの早期対応

- 児童等がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、再発防止に努める。
- インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じてその他の関係機関等の協力や援助を求める。
- 学校だけでは対応が困難な事案に対して、SC、SSW、町相談員及び県と連携したいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に取り組む。

エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

- SCやSSW等外部の専門家等を活用するなど、学校の教育相談機能の向上を図る。
- 教育委員会の相談窓口や県教育委員会の子どもホットライン24相談窓口等の

周知の徹底を図り、いじめに関する相談を受け付けるための体制を構築する。

オ 教員研修の充実

- 学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解を始めいじめの防止などのための対策に関する研修を実施する。
- 生徒指導担当者等に対して、県と連携していじめの防止及び早期発見のための方策等に関する研修会等への参加を促進する。

カ 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県や警察と連携し、各種リーフレットの家庭への配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- 家庭におけるネット上のいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、家庭用リーフレットにおけるネット上のいじめに関する内容を周知する。

キ 適切な学校評価・教員評価

- いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校や教職員が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
- 日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。

④ 学校におけるいじめ防止に関する措置

ア いじめに対する措置

- 学校の教職員が、いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
また、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害者を徹底して守り通す。
- 加害者に対しては、人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

発達段階に応じて、児童等がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童等に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

学校として特に配慮が必要な児童等については、日常的にその特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行う。

- 発達障害を含む、障がいのある児童等が関わるいじめについては、教職員が個々の子どもの障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、ニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童等、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童等に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

エ いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめに係る行為が止んでいること
- 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「いじめにより」とは、各号に規定する児童等の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

- 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童等の状況に着目して判断する。
 - 【例】児童等が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。
- 法において、事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していく。

(2) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

- ア 学校は、以下のようないじめ問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースには、早い段階からの対応をする。
 - ◆ 周りから仲が良いとみられるグループ内でのいじめ
 - ◆ 閉鎖的な部活動内でのいじめ
 - ◆ 被害と加害が錯綜しているケース
 - ◆ 教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
 - ◆ いじめが集団化し孤立状況にある（と被害者がとらえている場合も含む。）ケース
 - ◆ 学校と関係する児童等の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース
- イ 問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関との密接な連携を図ること、及び関係する児童等の保護者に対するきめ細やかな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要である。

(3) 教育委員会又は学校による調査等

- ア 教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、町長へ事態発生について報告する。
- イ 町教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断した上で、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。学校の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に、必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

ウ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

エ 教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う。

オ 教育委員会又は学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書を受取り、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。

(4) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

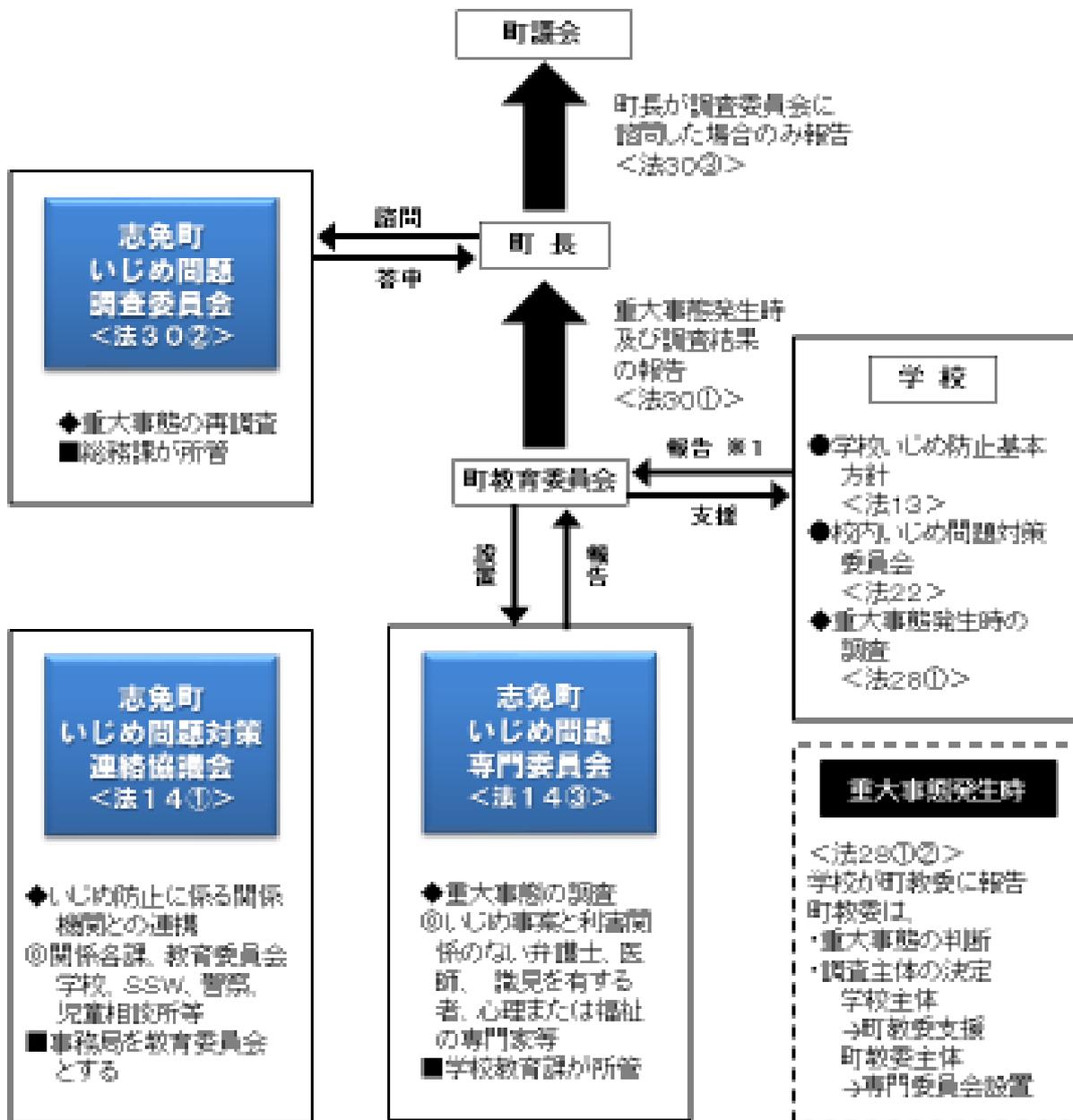
ア 町長は、法第28条第1項の規定により、教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる。

イ 再調査においても、当該児童等及びその保護者に対し、当該調査における必要な情報を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

ウ 町長は、教育委員会又は学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。

エ 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査における重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

志免町いじめ防止基本方針による対応フロー図



※1 いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する